

接続料の算定に関する研究会
第20回 発表資料



接続料の算定に関する研究会 (第20回)

2019年04月24日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

NGN県間NWに対する当協会の考え方

1. IPoE接続、QoS及びマイグレ後の電話接続においてNGN県間伝送路利用は不可欠である。
2. 長期間に渡り県間NWの低廉化が行われていないことは、県間NWに競争が働いていない、すなわちボトルネック設備であることを表している。
3. これはボトルネック設備であるNGN県内NWと県間NWが一体であることが理由。
NTT東西殿は県間NWの代替調達性をもってボトルネックでないと主張しているが、ボトルネック設備と一体的であること、利用が不可避的であることは県間NWがボトルネック設備であることを表している。
4. すなわち、NGNは県間NWも含めて一種指定設備にし、あるいは一種指定設備と同等の規制を課して、接続制度が持つ公平性、透明性、適正性を県間NWに対しても担保していく必要がある。
5. 仮に、PPPoEにより単県接続が可能であることをもってIPoEの県間NWの不可避性が低いというのであれば、PPPoE接続が主要でありこれからも永続的に利用されるという前提になる。よって、PPPoE接続において利用者保護の観点等からも問題がなくなるよう、網終端装置(NTE)の増設基準を業界標準であるトラヒックベース基準にするなど万全の措置を行って利用の弊害を除去する必要がある。

参考：NTT東日本のC-20/50型NTEのコスト変更に関して

1. C-20/50型NTEについては、C型NTE（インタフェース部分だけをISP事業者が負担するNTE）と**同一の装置**でありながら、接続約款に規定する算定方法に反して網改造料を請求していたことが事業法33条9項に抵触するとして、総務省が是正を指導。（2018年12月18日）
2. 今回、NTT東日本は「経過措置」として、C-20/50型NTEを「(C型NTEの)補完的な機能」として認可申請。
3. このプロセスが前例となれば、接続約款によらないメニューを提供し、その既成事実をもって後から認可申請を行うことが許されてしまう。
4. よって、C-20/50型NTEの約款はC型と同一であるべきである。

おわり

